PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援業務 実施状況

平成 29 年度に引き続き、自治体の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施している。

1. PCB 全般に関する相談窓口の設置による支援

(内容)自治体関係者、一般事業者からのPCB 廃棄物に関する問い合わせに対応

平成29年度自治体による相談窓口の案内実施状況及び問い合わせ・相談状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	2 自治体	青森県(HP に掲載)、前橋市(HP に掲載)
東京事業エリア	0 自治体	-
豊田事業エリア	2 自治体	岐阜県(広報紙に掲載)、三重県(広報紙に掲載)
大阪事業エリア	0 自治体	-
北九州事業エリア	2 自治体	山口県(HP に掲載)、福岡県(HP・広報紙に掲載)

問い合わせ元	件数		
自治体関係者(廃棄物対策課、保健環境課、学校担当課、等)	64 件		
一般事業者(保管事業者、ビル管理者、電気主任技術者、等)	70 件		

問い合わせ内容(例)

- ・PCB 特別措置法、現地調査・掘り起こし調査
- ・PCB 汚染物等の処分方法 PCB 含有電気機器および安定器の判別方法
- ・メーカーが廃業した安定器の PCB 含有判別方法
- ・PCB 分析会社の紹介 ・補助金制度等の紹介

平成30年度自治体による相談窓口の案内実施状況及び問い合わせ状況(H31年1月25日時点)

に200 声光エリコ	実施自治体			
JESCO 事業エリア	実施済み	計画中		
北海道事業エリア	青森県(HP に掲載)、宇都宮	栃木県(HPに掲載)		
心体色事業エック	市(HP、広報紙に掲載)	加州ホ(川口は東)		
東京事業エリア				
豊田事業エリア	1	-		
大阪事業エリア	明石市(チラシ掲載予定)	-		
	山口県 (HP に掲載) 、福岡県			
北九州事業エリア	(チラシ・広報紙・HP に掲載)			
	佐賀県(チラシ掲載予定)			
計	6 自治体	1 自治体		

問い合わせ元	件数
自治体関係者(廃棄物対策課、保健環境課、学校担当課、等)	53 件
一般事業者(保管事業者、ビル管理者、電気主任技術者、等)	64 件

2. 都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援 (内容)調査票記入方法、PCBに関する事項等の問合せに対して回答

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳	
北海道事業エリア	2 自治体	山形県、石川県	
東京事業エリア	2 自治体	川崎市、横須賀市	
豊田事業エリア	5 自治体	静岡県(2回実施)、静岡市、浜松市、豊田市、豊	
豆田争未エリア	が日に	橋市(2回実施)	
大阪事業エリア	9 自治体	滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、東大阪市(2回	
八阪争未エリア	単二年	実施)、高槻市、枚方市、兵庫県、奈良県	
北九州事業エリア	2 自治体	福岡県、鹿児島県	
計	20 自治体	(のべ23回)	
問い合わせ対応数		834 件 (総計)	

平成30年度実施状況 (H31年1月25日時点)

に200 車券エリフ	実施自治体		
JESCO 事業エリア	実施済み	計画中(下線:実施中)	
北海道事業エリア	石川県	宮城県、 <u>栃木県</u>	
東京事業エリア	千葉県(2回)、	<u>船橋市</u> 、 <u>柏市</u>	
豊田事業エリア	静岡県、静岡市、名古屋市、 豊田市、豊橋市(3回)、 三重県	浜松市、三重県(2回目)	
大阪事業エリア	滋賀県、大津市、大阪市、 枚方市、兵庫県、神戸市、	京都府、東大阪市、 <u>枚方市(2回目)</u> 、 豊中市、 <u>明石市、和歌山市</u>	
北九州事業エリア	大牟田市、佐賀県、長崎県、 宮崎県、	島根県、 <u>広島市、山口県、下関市</u> 、 徳島県、 <u>福岡県</u> 、鹿児島県	
計	18 自治体 (のべ 21 回)	19 自治体	

3. 都道府県市が行う現地調査及び立入検査の支援

(内容) PCB含有電気工作物やPCB使用安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明 自治体施設の現地調査へ同行 事業者への立入検査へ同行

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	4 自治体	宮城県(4箇所)、山形県(3箇所)、群馬県
心体に事業エップ	4 日口倅	(1箇所、 1箇所)、長野県(1箇所)
東京事業エリア	0 自治体	-
豊田事業エリア	2 自治体	静岡県(1箇所)、豊橋市(1箇所)
大阪事業エリア	2 自治体	滋賀県(2箇所)、神戸市(2箇所)
	12 自治体	山口県(1箇所)、下関市(1箇所)、大牟田
		市(2箇所)、久留米市(2箇所)、佐賀県(
北九州事業エリア		2 箇所)、佐世保市(1 箇所)、大分県(1 箇
16/6/11事業エラブ		所)、宮崎県(4箇所)、宮崎市(1箇所)、
		鹿児島県(1箇所)、沖縄県(5箇所、3箇
		所)、那覇市(1箇所)
計	20 自治体	(:31 箇所、 :9 箇所)

: 自治体施設の現地調査へ同行、 : 事業者への立入検査へ同行

平成 30 年度実施状況 (H31 年 1 月 25 日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体		
JESOU 争未エリア	実施済み	計画中	
北海道事業エリア	-	-	
東京事業エリア	-	-	
豊田事業エリア	-	-	
大阪事業エリア	大阪府(1箇所)	豊中市	
	徳島県(3箇所)、大分		
 北九州事業エリア	県(1箇所)、大分市(鳥取市	
私ルルが11争未エリア	1 箇所)、鹿児島県(1		
	箇所)		
計	5 自治体(のべ7箇所)	2 自治体	

4. 自治体担当者向け説明会の開催による支援

(内容)保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施 説明内容は『PCB含有電気工作物等の掘り起こしと判別方法』、『PCB使用安定器 の掘り起こしと判別方法』等、自治体の要望に合わせて調整

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	6 自治体	青森県(2回)、宮城県(4回)、山形県(3回)、
心体担事未エリア	0 日心体	栃木県(2回)、群馬県、長野県
東京事業エリア	0 自治体	-
豊田事業エリア	2 自治体	静岡県(4回)、名古屋市
大阪事業エリア	3 自治体	滋賀県、大阪府、神戸市(2回)
		山口県、下関市、大牟田市、佐賀県、長崎県、佐
北九州事業エリア	12 自治体	世保市、大分県、宮崎県(3回)、宮崎市、鹿児島
		県、沖縄県(3回)、那覇市
計	23 自治体	(のべ38回)

平成30年度実施状況 (H31年1月25日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体		
JE300 争業エリア	実施済み	計画中	
北海道事業エリア	青森県(2回)、八戸市、秋 田市、石川県	福井県(4回)	
東京事業エリア	千葉県(2回)、東京都		
豊田事業エリア	静岡県、愛知県		
大阪事業エリア	大阪府、兵庫県、明石市、		
北九州事業エリア	倉敷市、徳島県(3回)、福 岡県、大分県(2回)、宮崎 県、鹿児島県(2回)	広島県、愛媛県、高知県	
計	17 自治体 (のべ 23 回)	4 自治体(のべ7回)	

5. 事業者向け説明会に対する支援

(内容) 一般事業者、保管事業者を対象に実施

説明内容は『PCB含有電気工作物等の掘り起こしと判別方法』、『PCB使用安定器の掘り起こしと判別方法』等、自治体の要望に合わせて調整

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	0 自治体	-
東京事業エリア	1 自治体	東京都
豊田事業エリア	1 自治体	豊橋市
大阪事業エリア	2 自治体	滋賀県(2回)、兵庫県(4回)
北九州事業エリア	5 自治体	久留米市、長崎県 (2回)、宮崎県・宮崎市合同、
16/16州争耒エリア	全日に	沖縄県(3回)
計	9 自治体	(のべ15回)

平成30年度実施状況 (H31年1月25日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体		
JESOU 争業エリア	実施済み	計画中	
北海道事業エリア	仙台市	-	
東京事業エリア	横浜市・千葉県合同	-	
豊田事業エリア	豊橋市(2回)、岡崎市	豊橋市(3回目)	
大阪事業エリア	大阪府	-	
	福岡県(3回)、久留米市、熊本		
北九州事業エリア	市、宮崎県・宮崎市合同(5回)、	鳥取市、大牟田市、	
	沖縄県 (2回)		
計	12 自治体 (のべ 18 回)	3 自治体(のべ5回)	

掘り起こし調査においてよくある苦情について

支援内容「2.都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援」では、相談窓口を 設置し、掘り起こし調査対象者からの問合せに対応しているが、技術的相談はごく一部で、 問合せの多くは調査に関する苦情となっている。

多く寄せられている苦情の内容を以下に抽出した。あわせて、出来るだけ苦情が少なくなるよう、調査における改善策(例)を記載したので、参考としていただきたい。

NT	4 – 3 11	タノ中共とわている世はの上中	75 关 <i>生(1</i> 51)
No.	カテゴリー	多く寄せられている苦情の内容	改善策(例)
1	宛名について	登記簿、家屋課税台帳を調査票の発送先リ	宛名を「昭和 52 年 3 月
		ストとして使用すると、廃業者や一般家庭	以前の事業用建物また
		にも調査票が届くが、宛名に「事業者様へ」	は共同住宅をお持ちの
		と記入すると、事業者では無い等の苦情が	方へ」とする。
		寄せられることがある。	
2	調査票の内容	マニュアル第4版からの調査票(別添7)	簡略化等したマニュア
	について	を用いた場合、内容が難しいとの苦情が多	ル第5版の改訂版調査
		く寄せられる傾向にある。	票(別添8)を用いる。
3	調査方法につ	調査票を大手家電販売店へ持っていく調	家電販売店ではなく、電
	いて	査対象者がおり、店員にその情報は知らな	気工事業者等へ相談す
		いと言われたことで、これは詐欺行為では	ることをより強調する。
		ないかと疑われることがある。	
4	調査場所につ	調査対象場所を印字している自治体が多	混乱を避けるため、地番
	いて	いが、地番表記や古い情報などで実際と異	情報は記載しない。
		なる場合があり、混乱の原因になる。	
5	費用について	調査費用、処理費用について苦情が寄せら	補助制度等を案内する。
		れることがある。	
6	督促について	調査票が難解な場合、督促をハガキや電話	簡単な設問を載せた往
		で行った際に、苦情が寄せられることがあ	復八ガキで督促をする。
		ప 。	
7	電気工事業者	所属の団体から協力依頼がない、調査方法	協会の都道府県支部等
	より	が分からない等の苦情が寄せられる。	へも協力を依頼する。
8	相談窓口につ	調査票を発送後、一時的に相談電話件数が	ヘルプデスクを外部委
	いて	増加して電話がつながらなくなる。	託するか、保健所、電気
			工事組合等に協力を依
			頼する。
	l .	I.	l .